# 新春寄稿

### ロシアの特許無効審判

## (Invalidation for invention patent in Russia)

グローバル・アイピー東京特許業務法人 弁理士 **木本** 大介

ロシアには、いわゆる「付与後異議申立制度」がない。従って、特許無効審判が特許を取り消すための 唯一の手段である点で、ロシアと日本は共通する。しかし、ロシアと日本の特許無効審判には相違点も多い。近年、ロシアの特許制度に関する情報が増えてきたが、特許無効審判に関する情報は少ない。本論文では、ロシア特許弁理士のアドバイスを基に、民法及び審判規則を参照してロシアの特許無効審判について解説する。

#### 1. はじめに

ロシアは特許先進国である。2012年の特許出願件数(44,211件<sup>1</sup>)は、BRICs<sup>2</sup>の中でも、中国に次ぐ数字である。内国民による特許出願は全体の約65%。インドやブラジルと比べて、ロシア人の特許意識は相対的に高い。WTO<sup>3</sup>加盟に伴い、今後、外国人による特許出願も増加が見込まれる。日本企業にとって、特許出願に加えて、特許無効審判の重要度も増すことになる。

ロシアの特許無効審判は、民法及び審判規則に規定されている。従って、ロシアの特許無効審判を理解するには、民法に加えて審判規則も参照する必要がある。しかし、民法については、日本特許庁が提供する日本語版が存在するが、審判規則については、ロシア特許庁が提供するロシア語版しか存在せず、日本語版はおろか英語版も存在しない。従って、日本人にとって、ロシアの特許無効審判の理解は容易ではない。

本論文では、ロシア特許弁理士のアドバイスを基に、民法及び審判規則を参照して、ロシアの 特許無効審判について解説する。

#### 【用語の定義】

- 「民法」···連邦民法第 4 法典第 7 編(2010年10月19日施行)<sup>4</sup>。
- 「審判規則」…規則No. 56 (2003年4月22日施行、2003年12月11日改正)<sup>5</sup>。
- 「特許」···民法上の「発明特許」と同義であり、実用新案特許及び意匠特許は含まない<sup>6</sup>。
- 「特許発明 |…特許を受けた発明(特許が付与されたクレームに記載された発明)。

<sup>1</sup> 参考文献 5

<sup>2</sup> ブラジル、ロシア、インド及び中国。

<sup>3</sup> World Trade Organization。ロシアは、2012/8/22に正式に加盟した。

#### 2. 審判請求人側のポイント

#### 2.1. 無効理由(民法1398条1項)

無効理由は、次のとおりである。

#### 【無効理由】

根拠条文(民法1398条 1 項)	無効理由
1号	特許要件の不備
2号	サポート要件の不備
3号	ダブルパテント
4号	冒認出願

#### 2.1.1. 特許要件の不備(民法1398条1項1号)

特許発明が次の何れかに該当する場合、特許は無効である7。

#### 【無効理由(民法1398条1項1号)に該当する発明】

- A. 保護対象(民法1350条1項)ではない。
- B. 不特許事由(民法1349条4項、並びに1350条5項及び6項)に該当する。
- C. 産業上利用可能性の要件(民法1350条4項)を具備しない。
- D. 新規性の要件(民法1350条2項)を具備しない。
- E. 進歩性の要件(民法1350条2項)を具備しない。

#### 2.1.2. サポート要件の不備(民法1398条1項2号)

特許発明が出願時の明細書に開示されていない事項を含む場合、特許は無効である<sup>8</sup>。 ロシアでは、日本と異なり、クレームの記載が不明確であっても無効理由に該当しない<sup>9</sup>。

#### 2.1.3. ダブルパテント (民法1398条1項3号)

同一の主題(発明、考案、及び意匠)について複数の同日出願が存在する場合、特許は無効である。

ロシアでは、日本と異なり、特許出願のダブルパテントの判断において、実用新案登録出願に 加えて意匠登録出願も考慮される。

Vol. 12 No. 136

<sup>4</sup> 連邦民法第4法典第7編 (2010年10月19日施行)。本論文では日本特許庁が提供する日本語版を参照した。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s\_sonota/fips/pdf/russia/minpou\_no4.pdf

<sup>5</sup> 規則No. 56 (2003年4月22日施行、2003年12月11日改正)。本論文では非公式の英語版を参照した。 http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content ru/ru/chamber on patent fees/pps pravila

<sup>6</sup> 法律上は、発明特許、実用新案特許及び意匠特許を包含する。

<sup>7</sup> 詳細は、参考文献1の第2部第2章「特許要件」を参照。

<sup>8</sup> アドバイザ談: 「特許発明が出願時の明細書に開示されていない事項を含む場合でも、当該事項が出願時のクレームに開示されていれば、民法1398条1項2号の無効理由に該当しない場合がある。」

<sup>9</sup> 審査では、クレームの記載要件が判断される。